

利用の変更

利用承認申請書の提出後に、ご利用の変更をされる場合は、利用変更承認申請書にご記入のうえ、利用承認書を添えて提出をお願いします。

利用の変更に伴い、施設利用料が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。施設利用料が減額となる場合は、変更期間に応じて差額料金を還付しますので「利用料還付請求書」（利用申込者の押印が必要）をご提出ください。

ご利用の変更可能期間及び還付額等は、次のとおりです。

区 分	プラタナスホール 小ホール	左記以外の施設	還付額
変更可能期間	利用日の1か月前まで	利用日の7日前まで	—
増額変更の場合	差額分を追加支払い		
減額変更の場合	利用日の6か月前まで	利用日の6か月前まで	80%還付
	利用日の1か月前まで	利用日の7日前まで	半額還付
	上記の期間を経過しているとき	上記の期間を経過しているとき	還付なし

※申込者及び利用目的などの変更はできませんのでご了承ください。

※変更可能期間の経過後はご利用の変更はできません。ご利用の取止めの後、新たに申込みをしていただくことになります。

※施設の利用状況などにより変更が認められない場合がありますので、変更可能かどうか、あらかじめご相談をいただきますようお願いいたします。

キャンセル

キャンセルされるときは、利用取消承認申請書にご記入のうえ、お渡ししている請求書又は利用承認書を添えてご提出をお願いします。次のとおり料金の還付またはキャンセル料の請求をさせていただきます。なお、料金の還付の場合は、「利用料還付請求書」（利用申込者の押印が必要）を合わせてご提出ください。

区 分	届出時期		料金の 支払状況	還付又は請求額
	プラタナスホール 小ホール	左記以外の施設		
天災等により全く 利用できない場合	当日まで		支払済み	全額還付
			未納	請求の中止
その他利用者 のご都合による場合	利用日の 6か月前まで	利用日の 6か月前まで	支払済み	施設利用料の80%を還付
			未納	施設利用料の20%を請求
	利用日の 6か月前から 1か月前まで	利用日の 6か月前から 7日前まで	支払済み	半額還付
			未納	半額請求
上記の期間を経過している時		支払済み	還付なし	
		未納	全額請求	